

平成25年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：刑事法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問 (刑法)

Xは、O大学附属病院の第一外科に勤務する医師として1年間勤務し、患者の診察、手術の執刀等の業務に従事し、約60件の手術に関与していた。Yは、O大学附属病院の麻酔科に勤務する医師として5年間勤務し、手術の際、患者の麻酔管理等の業務に従事し、約600件の手術に関与していた。O大学附属病院では、第一外科に所属する医師が執刀及びその助手を担当し、麻酔科に所属する医師が麻酔を担当し、看護師が手術の介助等を行うことになっており、第一外科部長が、手術の担当グループを決定していた。各担当グループでは、手術前日までに患者の術前回診を行い、手術当日朝に行われるカンファレンスで最終的な確認をしていた。もっとも、手術室内での最終的な責任者は決まっておらず、問題が生じたときの手順について、外科医、麻酔科医、看護師の担当者間で役割分担がされていなかった。

O大学附属病院第一外科では、午前10時からAの胆嚢摘出手術が予定されており、X及びYがその担当となっていた。当日朝のカンファレンスで、Aの手術については、術前所見を勘案し、すぐに摘出するのではなく、手術中に開腹して判断するという変更が加えられていた。Xは、緊急手術のため、そのカンファレンスに出席することができず、また、カンファレンス後に変更指示書を渡されていたが、指示書を研究室へ置いてきたため、麻酔を開始し患者の容態を確認しているYに対して、「胆嚢摘出でよいですね。」と声をかけた。Yは、当日朝のカンファレンスには参加していたが、自己の関係する麻酔の種類、量については確認したものの、手術内容の変更については記憶が不確かなまま、「いいでしょう。」と答えた。Xは、経験豊富なYが請け合うのだから大丈夫だろうと考え、また、手間取って迷惑をかけるべきではないとも思い、専門医や手術部に問い合わせをすることなく、麻酔の効いたAに対して執刀を開始し、胆嚢を摘出した。しかし、専門医が事後に確認した結果、胆嚢の摘出は不要であったことが判明した。

X及びYの罪責について論じなさい。

(配点：60点)

(刑事法)

第2問 (刑事訴訟法)

刑事訴訟法にいわゆる「公訴事実の同一性」が認められる訴因間にあっても、第一審において訴因変更が許されない場合があるか。この点が問題となる類型を3つあげ、そのうちの2つの類型につき具体例を示しながら訴因変更の許否を論じなさい。

(配点：40点)